

(案)

特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針

第 1 総則

1 趣旨

この試験方針は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、法務大臣が分野所管行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して定める分野別運用方針及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 7 条の 2 第 1 項に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が分野所管行政機関（育成就労産業分野を所管するものに限る。）の長並びに国家公安委員会及び外務大臣と共同して定める分野別運用方針（以下「分野別運用方針」という。）で定める技能水準を測る試験（以下「技能評価試験」という。）及び日本語能力水準を測る試験（以下「日本語試験」という。）について、分野所管行政機関及び制度所管行政機関（この試験方針において法務省及び厚生労働省をいう。以下同じ。）の適切な関与の下、試験の適正な実施を確保するために定めるものである。

2 適用除外

- (1) 政府基本方針第三の 1（5）及び同 2（4）に定める法務省における確認等を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。
 - ア 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定
 - イ 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）
 - ウ 独立行政法人国際交流基金が実施する国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）
- (2) 政府基本方針第三の 1（5）及び同 2（4）に定める試験実施状況報告書（実施した試験の内容を含む。）の提出を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。
 - ア 職業能力開発促進法第 44 条第 1 項の技能検定
 - イ 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）
- (3) 政府基本方針第三の 3（4）に定める法務省及び厚生労働省における確認等を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。
 - ア 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）
 - イ 独立行政法人国際交流基金が実施する国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）
- (4) 政府基本方針第三の 3（4）に定める試験実施状況報告書（実施した試験の内容を含む。）の提出を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。

独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）

(案)

第2 特定技能制度及び育成就労制度の共通事項

1 試験実施要領等の作成等

(1) 技能評価試験

ア 作成手続

- (ア) 特定産業分野又は育成就労産業分野を所管する関係行政機関（以下「分野所管行政機関」という。）において技能評価試験実施機関を選定する。
- (イ) 分野所管行政機関は、試験方針に従い少なくとも別添の必要的記載事項を含む試験実施要領案を作成する。
- (ウ) 分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、試験実施要領案に適合するように試験問題案を作成する。
- (エ) 分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、育成就労計画の審査基準（以下「審査基準」という。）案を作成する（育成就労のみ。以下同じ。）。
- (オ) 試験実施要領案、試験問題案及び審査基準案の作成に当たっては、分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、専門的知見を有する者に意見を求め、確認を受けた上で適正にこれを行う。

イ 制度所管行政機関による確認等

(ア) 制度所管行政機関への資料の提出

分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、上記アの手続を経た後、制度所管行政機関に対して、速やかに以下を含む資料を提出する。

- ・ 試験実施要領案及び試験問題案（試験基準（試験科目及びその範囲並びにその細目）及び採点基準を含む。）
- ・ 育成就労の業務区分に対応した審査基準案
- ・ 試験実施要領案、試験問題案及び審査基準案について、専門的知見を有する者に相談し、又は助言等を受けたことを証明する書類（意見を求めた者の情報及び当該意見を含む。）
- ・ その他制度所管行政機関による確認のために必要な書類（制度所管行政機関から特に求めがあった事項を含む。この試験方針の施行前に作成され、この試験方針の施行時に現に実施している試験については直近の試験実施状況報告書も提出する。）

(イ) 制度所管行政機関による確認及び専門家会議への資料の提出

制度所管行政機関は、提出された資料を基に、試験実施要領案が試験方針に適合し、試験問題案が試験方針及び試験実施要領案に適合することを確認した場合には、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設けられた「特定技能制度及び育成就労制度の技能評価試験に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）に資料を提出し、意見を聴取する。

ウ 専門家会議における検討

専門家会議は、分野所管行政機関又は技能評価試験実施機関等から意見を聴取するなどして、試験実施要領案、試験問題案及び審査基準案の適正性の確認等、技能評価試験が適正に実施されるかについて検討を行い、意見を述べる。

(案)

この場合において、分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、専門家会議の確認を受けた後、各試験に求められる技能水準に照らして受験協力者を選定の上、試行的な試験を実施し、その結果について専門家会議の確認を受ける（専門家会議が試行的な試験の実施を不要とすることが相当と認める場合を除く。）。

分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、専門家会議の意見を踏まえて試験問題案の修正等の必要な対応を行い、必要に応じて再度専門家会議の確認を受ける。

エ 有識者会議への報告

制度所管行政機関は、専門家会議の検討結果を有識者会議へ報告する。

オ 制度所管行政機関による通知

制度所管行政機関は、専門家会議の意見を踏まえ、試験が適正に実施されることを確認した場合は、分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関に対してその旨を通知する。

(2) 日本語試験

ア 作成手続

(ア) 分野所管行政機関から日本語試験実施機関に対して、試験方針及び別に定める留意事項に従った試験実施要領案の作成その他制度所管行政機関が別に定める書類の作成を指示する。各分野の事情に鑑みて追加の要件又は提出資料等を定めている場合には、これらに係る資料の作成等も併せて指示する。

(イ) 日本語試験実施機関において、有識者に助言等を求めた上で試験実施要領案を作成するとともに、その他の提出書類の作成等を行う。

(ウ) 日本語試験実施機関から各書類の提出を受けた分野所管行政機関において、下記の点について可能な範囲で確認し、必要と判断する場合には修正又は追加の資料等を求める（分野所管行政機関において追加の要件等を設けた場合はそれに適合等するかについて判断する。）。

- ・ 試験実施要領案の適正性（有識者の適正な助言に基づいているか等）
- ・ 試験水準の適正性（「日本語教育の参照枠」における該当する、レベルとの対応付けが適正になされているか等）
- ・ ガバナンスの適正性（不正防止策が適正に講じられているか等）
- ・ その他必要書類が適正に作成及び提出されているか

イ 制度所管行政機関による確認等

分野所管行政機関から確認済みの各書類の回付を受けた制度所管行政機関は、文部科学省とともに、特定技能外国人又は育成就労外国人の日本語能力を測る試験等に追加することが適当かについて、必要に応じて専門的な知見を有する有識者に対するヒアリングを実施した上で確認する。

ウ 制度所管行政機関による通知

制度所管行政機関から分野所管行政機関に対して結果を通知する。

2 試験の実施方法等

(1) 実施言語

(案)

ア 技能評価試験

分野所管行政機関が定める言語により実施し、日本語で実施する場合は、原則として漢字にルビを付すことを基本とする。

育成就労評価試験の初級試験（就労開始から1年経過時までに実施する試験）を日本語で実施する場合は原則として平仮名で分かち書きし、ヘボン式ローマ字を併記する。

イ 日本語試験

使用する言語は日本語とし、分野所管行政機関の判断により、指示文は受験者が試験実施国の使用言語の中から個別に選択することも可能とする。

(2) 実施方法

ア 技能評価試験

学科試験は、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式、実技試験（注）は、製作等作業試験等、試験方針が定める範囲で分野所管行政機関が定める方法により実施する（各試験ごとにそれぞれ下記第3の3及び第4の3のとおり。）。

（注）実技試験は製作等作業試験、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験を含む。

・ 製作等作業試験

受験者に材料等を提供、貸与等して実際に物の製作、組立て、調整等の作業を行わせるもの

・ 判断等試験

受験者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせるもの

・ 計画立案等作業試験

受験者に現場における実際的な課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるもの

・ 実地試験

擬似的な現場の状況等を設定し、ロールプレイ等の実地動作又は口述を行わせるもの

イ 日本語試験

コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式等、日本語試験実施機関が定める適切な方式により実施する。

(3) 試験委員等

ア 試験委員等の指定等

分野所管行政機関及び試験実施機関（技能評価試験にあつては技能評価試験実施機関、日本語試験にあつては日本語試験実施機関をいう。以下同じ。）は、試験問題の作成及び選定、学科試験及び実技試験の採点基準、合格者の判定基準等の作成を行わせるため、当該試験を実施するに当たって必要な学識経験、実務経験又は資格を有する者を試験委員等として指定する。

分野所管行政機関は試験実施機関が試験委員等を指定した場合は、その状況に

(案)

ついて試験実施機関から報告を受けることとし、試験委員等の指定が適切になされたことを確認する。

試験委員等は、原則として、受験者が所属する機関（所属しようとする機関を含む。以下同じ。）の関係者以外の者とするが、やむを得ない事情により受験者が所属する機関の関係者を試験委員等に指定する場合は、試験実施機関は、事前に分野所管行政機関の承認を得るものとする。ただし、試験委員等の全てを受験者が所属する機関の関係者の者とすることは認めない。

分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験委員等が受験者を対象とする講習、研修等に講師等として参加するなど試験の公平性に疑問を生じさせる行為が行われないよう、必要な措置を講じる。

また、分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験委員等間における採点基準等の共通化について定めるとともに、採点基準等については対外秘とし、試験委員等にも守秘義務を遵守させる。

イ 試験問題等の確認

分野所管行政機関及び試験実施機関は、上記アで作成した試験問題案等について、アに掲げる学識経験者等とは別の有識者に助言等を求めるなどして、内容の適正性の確認等に努める。

(4) 試験を実施するに当たっての留意事項

試験を国外で実施するに際しては、必要に応じ現地政府と連携しつつ、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施する。また、受験希望者が不当な不利益を被ることのないよう、分野所管行政機関及び試験実施機関は、十分な受験機会の確保に努めるなどした上で、受験希望者と試験実施機関の間を仲介することなどで受験希望者から不当に高額な手数料等を徴収する悪質なブローカーの排除に努めることとし、受験の申込みは受験希望者から試験実施機関への直接の申込みに限るなど、必要な対策を講じる。

また、試験を国内外で実施するに際しては、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」又は「育成就労」の在留資格が付与されること又は育成就労計画の認定がされることが保証されたものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は育成就労計画の認定申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付等を受けられるものではないことから、その旨を試験実施要領及び受験案内において周知する。さらに、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではない旨についても、試験実施要領及び受験案内において周知する。

法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者については、受験資格は認めない。

(5) 不正防止策等

ア 試験の不正防止策

分野所管行政機関及び試験実施機関は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置し、試験の実施を監督させる。試験監督者については、事前に研修

(案)

を実施するなどして、その業務を適切に行わせる。

また、分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験問題及び試験関係書類の厳重な管理、在留カードやパスポート等による確実な本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理の徹底、試験中の十分な巡回などの不正防止策を講じるとともに、試験当日の実施状況について、事後に検証が可能となるよう、録画機器等を用いた記録等の措置等を講じるように努める。

イ 不正が疑われる事案への対応

分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験の実施に関し、不正が行われた又は不正が疑われる事案を認知した場合には、速やかに制度所管行政機関に報告し、対応を協議した上で、必要な措置を講じる。

分野所管行政機関及び試験実施機関は、不正の手段によって試験を受け又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し又は制度所管行政機関との協議の上、当該者が期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

制度所管行政機関は、必要に応じて分野所管行政機関又は試験実施機関に報告を求め又は対応を指示することとし、分野所管行政機関等はこれに誠実に対応する。

(6) 試験問題等の適正管理

分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験問題、採点基準等の漏洩防止のため、管理責任者及び管理者を置いた上で、これら以外の者が試験問題等にアクセスできない体制を構築するなど、適正な試験問題等の管理体制を整備する。

(7) 試験の採点

分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験の内容に応じ、試験の採点を公正かつ適正に行える者に試験の採点を行わせる。なお、受験者が所属する機関の関係者は、試験の採点を公正かつ適正に行える者とは認められない。

(8) 関係書類の保存

試験結果等の試験の実施に係る関係書類については、分野所管行政機関及び試験実施機関において、一定期間、適正に保存する。

3 試験結果等の公表等

(1) 分野所管行政機関及び試験実施機関による試験実施要領及び試験実施状況報告書等の公表

分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験実施要領を公表するほか、公正な試験実施のために試験問題数の充実に努めることとし、前年度に実施した試験問題の一部又は全部を公表する。ただし、特定技能評価試験及び日本語試験にあっては、分野所管行政機関及び試験実施機関の判断により、試験の出題範囲及び試験対策のためのテキストの公表にかえることができる。

分野所管行政機関及び試験実施機関は、各事業年度終了後、制度所管行政機関に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。以下同じ。）を提出し、制度所管行政機関の確認を受けた後、当該報告書を公表する。

(案)

(2) 制度所管行政機関による試験の適正な実施の確認

制度所管行政機関は、上記(1)により提出を受けた試験実施状況報告書をもとに、試験の内容も含め試験が適正に実施されたことを確認する。

(3) 制度所管行政機関による試験実施要領及び試験実施状況報告書の公表

制度所管行政機関は、試験実施要領及び試験実施状況報告書を公表する。

(4) 試験の適正な実施に関する関係行政機関に対する助言等

制度所管行政機関は、試験の適正な実施に関し、必要に応じて、文部科学省等(日本語試験に限る。)に対して助言を求めるなどした上で、分野所管行政機関及び試験実施機関に対して指導等を行う。

(5) 専門家会議等への試験の実施結果等の報告

分野所管行政機関及び試験実施機関は制度所管行政機関に対し、第2の1(1)ウの専門家会議又は第2の1(2)イの有識者の確認を受けた日から起算して3年を目途とし、以後概ね3年ごとに試験実施結果及び運営状況についての自主点検結果に係る報告書を提出する。

制度所管行政機関は提出された報告書を第2の1(1)ウの専門家会議(技能評価試験)、第2の1(2)イの有識者(日本語試験)へそれぞれ報告するものとする。

第3 特定技能制度関係

1 試験水準

(1) 1号特定技能外国人

ア 特定技能評価試験(育成就労制度における目標試験として活用する場合を含む。以下同じ。)

政府基本方針第三の1(2)で定める技能水準を満たすものとする。

分野所管行政機関は、必要とされる外国人材の技能水準を明確化するため、当該特定産業分野に属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務の適切な遂行能力を担保するための具体的な水準設定を行う。この際、1号特定技能外国人については、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準の技能が求められることを踏まえ、初級技能者のための試験である技能検定3級と同等の水準を設定する。なお、例えば、「技能検定3級と同等の具体的な技能を試験水準として定める」など合格者の水準を可能な限り明確化する。

イ 日本語試験

政府基本方針第三の1(3)で定める日本語能力水準を満たすものとする。

また、分野所管行政機関は、特定産業分野に応じて業務上必要な日本語能力水準を整理し、水準設定を行う。

(2) 2号特定技能外国人

ア 特定技能評価試験

政府基本方針第三の2(2)で定める技能水準を満たすものとする。

(案)

分野所管行政機関は、必要とされる外国人材の技能水準を明確化するため、当該特定産業分野に属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務の適切な遂行能力を担保するための具体的な水準設定を行う。この際、2号特定技能外国人については、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能であって、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能が求められることを踏まえ、上級技能者のための試験である技能検定1級と同等の水準を設定する。なお、例えば、「技能検定1級と同等の具体的な技能を試験水準として定める」など合格者の水準を可能な限り明確化する。

イ 日本語試験

政府基本方針第三の2（3）で定める日本語能力水準を満たすものとする。

また、分野所管行政機関は、特定産業分野に応じて業務上必要な日本語能力水準を整理し、水準設定を行う。

2 試験科目

(1) 特定技能評価試験

原則として学科試験及び実技試験より実施する。

分野所管行政機関の判断によっては、学科試験又は実技試験のいずれかのみによって技能水準を確認することや、実技試験を一定期間の実務経験で代替することも可能とするが、実務経験のみによって技能水準を確認することは認めない。

学科試験又は実技試験のいずれかを実施しない場合は、その理由、実施しないものに係る代替措置（相当時間の研修等）及び当該措置により修得できる能力の内容について定める。

(2) 日本語試験

読解試験及び聴解試験（リスニング）より実施することを基本とする。

3 実施方法

(1) 特定技能評価試験

学科試験は、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式により実施する。

実技試験は、製作等作業試験により実施するが、分野所管行政機関において製作等作業試験により実施することが困難と認める場合には、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験により実施することも可能とする。なお、判断等試験、計画立案等作業試験については、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）又はペーパーテストの中で図示する方式により実施することも可能とする。

(2) 日本語試験

第2の2（2）イに同じ。

4 試験の実施場所

(1) 1号特定技能外国人

国外における試験実施を前提とした上で、在留資格を有する者を対象として国内においても実施することを基本とする。

(2) 2号特定技能外国人

(案)

在留資格を有する者を対象として国内において実施することを基本とし、各分野における受入れ需要を考慮して国外においても実施することが望ましい。

5 試験の実施回数

(1) 1号特定技能外国人

4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とし、事業年度ごとに2回以上実施することが望ましい。

育成就労制度における目標試験としても活用する場合における国内での試験の実施については、育成就労外国人の受験機会の確保に十分配慮しつつ、監理支援機関又は育成就労実施者の要請に応じ適切な時期(随時)に実施することが望ましいが、困難な場合には、6月に1回以上実施することを基本とする。

(2) 2号特定技能外国人

事業年度ごとに2回以上実施することが望ましい。

第4 育成就労制度関係

1 試験水準

(1) 就労開始前までに受験させる試験(日本語試験)

政府基本方針第三の3(3)で定める日本語能力水準を満たすものとする。

また、分野所管行政機関は、育成就労産業分野に応じて業務上必要な日本語能力水準を整理し、水準設定を行う。

(2) 育成就労1年経過時までに受験させる試験

ア 育成就労評価試験(初級)

政府基本方針第三の3(2)で定める水準を満たすものとする。

分野所管行政機関は、求められる外国人材の技能水準を明確化するため、育成就労開始から1年経過時に修得していることが期待される技能を有していることを確認するための具体的な水準設定を行う。この際、育成就労外国人については、計画的かつ効率的な技能の修得のため、育成就労開始から1年経過時までに基本的な業務に要する基本的な技能を修得していることが望ましいことを踏まえ、基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を有することを測るための試験である技能検定基礎級と同等の水準を設定する。

イ 日本語試験(上記(1)に合格していない場合の試験)

上記(1)に同じ。

(3) 本人の意向による転籍の要件となる試験(日本語試験)

政府基本方針第四の2(1)エを踏まえ、分野所管行政機関が、育成就労産業分野に応じて業務上必要な日本語能力水準を整理し、水準設定を行う。

(4) 育成就労3年経過時までに受験させる試験

ア 育成就労評価試験(専門級)

政府基本方針第三の3(2)で定める水準を満たすものとする。

分野所管行政機関は、求められる外国人材の技能水準を明確化するため、育成就労開始から3年経過時に修得していることが期待される技能を有していることを確認するための具体的な水準設定を行う。この際、育成就労外国人には、

(案)

育成就労開始から3年経過時に、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準の技能を修得していることが期待されることを踏まえ、初級技能者のための試験である技能検定3級と同等の水準を設定する。

イ 日本語試験

政府基本方針第三の3(3)で定める日本語能力水準を満たすものとする。

また、分野所管行政機関は、育成就労産業分野に応じて業務上必要な日本語能力水準を整理し、水準設定を行う。

2 試験科目

(1) 育成就労評価試験

ア 初級

学科試験及び実技試験により実施する。

イ 専門級

実技試験により実施する(学科試験の実施は任意とする。)

(2) 日本語試験

読解試験及び聴解試験(リスニング)により実施することを基本とする。

3 実施方法

(1) 技能評価試験

学科試験はコンピュータ・ベースド・テスト(CBT)方式又はペーパーテスト方式により実施する。

実技試験は製作等作業試験により実施する。分野所管行政機関において製作等作業試験により実施することが困難と認める場合には、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験により実施することも可能とする。

(2) 日本語試験

第2の2(2)イに同じ。

4 試験の実施場所

(1) 技能評価試験

国内で実施する(監理支援機関又は育成就労実施者の要請に応じ適切な場所で実施する。)

(2) 日本語試験

ア 就労開始前までに受験させる試験

国外における試験実施を前提とした上で、在留資格を有する者を対象として国内においても実施することも可能とする。

イ 育成就労開始から1年経過時までには受験させる試験(上記アに合格していない場合の試験)、本人の意向による転籍の要件となる試験及び育成就労開始から3年経過時までには受験させる試験

国内で実施する。

5 試験の実施回数

(1) 技能評価試験

監理支援機関又は育成就労実施者の要請に応じ育成就労外国人が適切な時期

(案)

(随時)に受験できるように実施することを基本とする。

(2) 日本語試験

ア 育成就労開始までに受験させる試験

事業年度ごとに2回以上実施することが望ましい。

イ 育成就労開始から1年経過時までには受験させる試験(上記アに合格していない場合の試験)、本人の意向による転籍の要件となる試験

育成就労外国人の受験機会の確保に十分配慮しつつ、2月に1回以上実施することを基本とする。

ウ 育成就労開始から3年経過時までには受験させる試験

育成就労外国人の受験機会の確保に十分配慮しつつ、6月に1回以上実施することを基本とする。

附 則

- 1 この方針は、令和7年●月●日から施行し、この方針の施行後に作成する試験について適用する。
- 2 「「特定技能」に係る試験の方針について」(令和2年1月30日法務省。以下「旧方針」という。)は、令和7年●月●日限り廃止する。
- 3 この方針の施行前に旧方針に基づき作成され、この方針の施行時に現に存する試験(以下「旧試験」という。)であって、旧試験をこの方針に基づき作成された試験(以下「新試験」という。)に変更する際に試験内容等に相当の変更を加えたため実施準備に期間を要する等のやむを得ない事情があると制度所管行政機関が認めるものについては、新試験が実施されるまでの間は、なお従前のおり実施するものとする。

(案)

(別添)

【(注) 試験実施要領作成について】

- ・ 技能評価試験実施要領は分野所管行政機関、日本語試験実施要領は日本語試験実施機関が作成する。
 - ・ 以下に従い、別紙 1 及び別紙 2 の必要的記載事項を含む試験実施要領を作成する
 - ・ ①「特定技能評価試験」、②「特定技能の日本語試験」、③「育成就労評価試験」※、④「育成就労の日本語試験」の別にそれぞれ試験実施要領を作成する。
- ※ 「育成就労評価試験」については、さらに各職種・作業単位（主たる技能・必須業務を「業務区分」内で細分化した「職種・作業」単位で設定する場合）又は育成就労産業分野の各業務区分単位（主たる技能・必須業務を「業務区分」単位で設定する場合）に分けて試験実施要領をそれぞれ作成する。

技能評価試験の試験実施要領（必要的記載事項）

1 試験区分

試験を実施する試験区分（特定技能評価試験（1号、2号）又は育成就労評価試験（初級、専門級））と対応する業務区分又は作業をそれぞれ記載する。

2 試験概要

(1) 試験言語

(2) 実施主体

法人名等を記載する。

(3) 技能評価試験実施機関の選定方法

技能評価試験実施機関を任意に選定する場合には、試験を適正に実施できる能力・実績を有する等の理由を記載する。

分野所管行政機関は、技能評価試験実施機関が法令、本実施要領又は分野所管行政機関による指示等に違反した場合には、その選定を取り消すことができる旨の規定を記載する。

(4) 実施方法

コンピュータ・ベースド・テスト（CBT）方式、ペーパーテスト、製作等作業試験等、試験を実施する方法を記載する。

(5) 事業年度における実施回数及び実施時期

実施回数及び実施時期を事業年度ごとに記載する。

第3の4及び5並びに第4の4及び5を踏まえ、適切な回数、時期に実施する必要があることに留意する。

(6) 実施場所

国内外で実施するか国内でのみ実施するかなど、試験を実施する場所を記載する。国外で実施する場合には実施する国名等も記載する。

(7) 受験資格者

受験者の資格について記載する。

その他、以下は必ず記載することとする。

- ・ 基本的に満17歳以上の者を対象とすること
- ・ 国内で試験を受験する場合にあっては、在留資格を有する者に受験を認めること
- ・ 試験を国内外で実施するに際しては、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることが保証されるものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付等を受けられるものではないことから、その旨を試験実施要領及び受験案内において周知する。さらに、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではない旨についても、試験実施要領及び受験案内において周知すること
- ・ 法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外

(案)

の国の者については、受験は認められないこと

(8) 受験申込に係る必要事項等

試験日、試験会場、受験申込期間、受験料とその支払方法等、受験申込に必要な事項のほか、受験当日の必要書類等の掲載場所（技能評価試験実施機関のホームページ等）について記載する。

(9) 合否の通知方法

試験結果の通知及び合格証明書の発行方法等を記載する（育成就労評価試験にあつては、受験日から2週間以内に合否を通知する。）。

原則として、試験結果の通知には、本人の得点についても記載する。また、合格基準点についても明示することが望ましい。

3 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

試験実施要領案、試験問題案（試験基準（試験科目及びその範囲並びにその細目）及び採点基準を含む。以下同じ。）及び審査基準案（育成就労のみ。以下同じ。）の作成に当たり、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や試験委員等の選定基準について記載する。

試験委員等に少なくとも1名以上受入れ機関関係者以外の者を選任する必要があることに留意する。

第2の1(1)イ(ア)の制度所管行政機関への資料の提出においては以下の資料を提出する。

ア 試験実施要領案及び試験問題案

イ 育成就労の業務区分に対応した審査基準案

ウ 試験実施要領案、試験問題案及び審査基準案について、専門的知見を有する者に相談し、又は助言等を受けたことを証明する書類（意見を求めた者の情報及び当該意見を含む）

エ 技能評価試験実施機関の概要を示す資料

オ その他試行的試験の実施結果等制度所管行政機関による確認のために必要な書類

(2) 試験問題確認体制

試験実施要領案、試験問題案及び審査基準案の確認に当たり、専門家の知見を十分に踏まえるための体制等について記載する。

(3) 試験実施体制

事前周知・受験申込みのための専用ウェブサイトの構築、広報、試験会場の手配、受験者への合否結果通知等、試験に関する事務を適切に実施できる体制の確保の方法等について記載する。

(4) 試験の適切な運用を確保する体制

分野所管行政機関は技能評価試験実施機関に対し、試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができること等、試験の適切な運用を確保するための体制について記載する。

4 試験水準

(案)

試験の水準（難易度）を記載する。

5 試験科目等

学科試験及び実技試験の実施の有無、各試験で測定する知識又は技能の内容を記載する。学科試験又は実技試験のいずれかを実施しない場合には、その理由及び実施しないものに係る代替措置の内容、当該措置により修得できる内容について記載する。

また、試験問題数、試験時間を記載する。

6 合否の基準

合否の判定の基準を記載する。

7 不正防止策

試験の不正防止策について記載する。

第2の2（5）を踏まえ、分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、試験を適正に実施するため、試験の実施方法に応じて講じる十分な不正防止策を具体的に記載する。

不正行為があったことを確認した場合の当該不正行為に係る受験者の試験の中止、受験禁止、合格の取消し、受験禁止期間等の措置について記載する。

分野所管行政機関及び技能評価試験実施機関は、試験の実施に関し、不正が行われた、又は不正が疑われる事案を認知した場合には、速やかに制度所管行政機関に報告し、対応を協議した上で、必要な措置を講じる等の対応について記載する。

8 試験結果等の公表方法等

試験結果の公表方法（公表時期、公表場所）及び各事業年度後、制度所管行政機関に対して試験実施状況報告書を提出することなどを記載する。

第2の3（1）を踏まえ、前年度実施の試験問題の一部若しくは全部又は出題範囲及び試験対策用のテキストの公表等の措置について記載する。

9 その他必要事項

合格証明書等の有効期限、試験に関する書類の保存期間その他の必要事項を記載する。

日本語試験の試験実施要領（必要的記載事項）

1 試験区分

試験を実施する試験区分を記載する。

2 試験概要

(1) 試験言語

(2) 実施主体

法人名等を記載する。

(3) 日本語試験実施機関の選定方法

日本語試験実施機関を任意に選定する場合には、試験を適正に実施できる能力・実績を有する等の理由を記載する。

分野所管行政機関は、日本語試験実施機関が法令、本実施要領又は分野所管行政機関による指示等に違反した場合には、その選定を取り消すことができる旨の規定を記載する。

(4) 実施方法

コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式、ペーパーテスト等、試験を実施する方法を記載する。

(5) 事業年度における実施回数及び実施時期

実施回数及び実施時期を事業年度ごとに記載する。

第3の4及び5並びに第4の4及び5を踏まえ、適切な回数、時期に実施する必要があることに留意する。

(6) 実施場所

国内外で実施するか国内でのみ実施するかなど、試験を実施する場所を記載する。国外で実施する場合には実施する国名等も記載する。

(7) 受験資格者

受験者の資格について記載する。

- ・ 基本的に満17歳以上の者を対象とすること
- ・ 国内で試験を受験する場合にあっては、在留資格を有する者に受験を認めること
- ・ 試験を国内外で実施するに際しては、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」又は「育成就労」の在留資格が付与されること又は育成就労計画の認定がされることが保証されるものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は育成就労計画の認定申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付等を受けられるものではないことから、その旨を試験実施要領及び受験案内において周知する。さらに、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではない旨についても、試験実施要領及び受験案内において周知すること
- ・ 法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者については、受験は認められないこと

(案)

(8) 受験申込に係る必要事項等

試験日、試験会場、受験申込期間、受験料とその支払方法等、受験申込に必要な事項のほか、受験当日の必要書類等の掲載場所（日本語試験実施機関のホームページ等）について記載する。

(9) 合否の通知方法

試験結果の通知及び合格証明書の発行方法等を記載する。

原則として、結果通知には、本人の得点についても記載する。また、合格基準点についても明示することが望ましい。

3 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

試験実施要領案、試験問題案（試験基準（試験科目及びその範囲並びにその細目）及び採点基準を含む。以下同じ。）の作成に当たり、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や試験委員等の選定基準について記載する。

試験委員等に少なくとも1名以上受入れ機関関係者以外の者を選任する必要があることに留意する。

(2) 試験問題確認体制

試験実施要領案、試験問題案の確認に当たり、専門家の知見を十分に踏まえるための体制等について記載する。

(3) 試験実施体制

事前周知・受験申込みのための専用ウェブサイトの構築、広報、試験会場の手配、受験者への合否結果通知等、試験に関する事務を適切に実施できる体制の確保の方法等について記載する。

(4) 試験の適切な運用を確保する体制

分野所管行政機関は日本語試験実施機関に対し、試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができること等、試験の適切な運用を確保するための体制について記載する。

4 試験水準

試験の水準（難易度）を記載する。

5 試験科目等

各試験で測定する知識又は技能の内容を記載する。

また、試験問題数、試験時間を記載する。

6 合否の基準

合否の判定の基準を記載する。

7 不正防止策

試験の不正防止策について記載する。

第2の2（5）を踏まえ、分野所管行政機関及び日本語試験実施機関は、試験を適正に実施するため、試験の実施方法に応じて講じる十分な不正防止策を具体的に記載する。

不正行為があったことを確認した場合の当該不正行為に係る受験者の試験の中止、受験禁止、合格の取消し、受験禁止期間等の措置について記載する。

(案)

分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験の実施に関し、不正が行われた、又は不正が疑われる事案を認知した場合には、速やかに制度所管行政機関に報告し、対応を協議した上で、必要な措置を講じる等の対応について記載する。

8 試験結果等の公表方法等

試験結果の公表方法（公表時期、公表場所）及び各事業年度後、制度所管行政機関に対して試験実施状況報告書を提出することなどを記載する。

第2の3（1）を踏まえ、前年度実施の試験問題の一部若しくは全部又は出題範囲及び試験対策用のテキストの公表等の措置について記載する。

9 その他必要事項

合格証明書等の有効期限、試験に関する書類の保存期間その他の必要事項を記載する。